

国際知財司法シンポジウム2025(JSIP2025)

法務省パートの結果概要及び

日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーの開催結果について

法務省法務総合研究所国際協力部教官 樋口 瑠惟

第1 はじめに

法務省は、令和7年10月23日及び同月24日に、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、独立行政法人国際協力機構（JICA）や公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等の多数の後援を得て、「国際知財司法シンポジウム2025 知的財産紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～」(以下、国際知財司法シンポジウムを指して「JSIP」といい、本年に開催されたJSIPを「JSIP2025」という。)を開催した。

また、法務省は、JSIP2025に先立つ令和7年10月22日、第2回目となる日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーも開催した。

法務省内においては、大臣官房国際課が主体となって、JSIP2025及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを運営しているが、筆者が所属する法務総合研究所国際協力部も、主に討議事項等の内容面に関して、事前準備や当日の進行等に協力している。また、これらのイベントにおいては、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に事前準備から御参加いただき、イベント当日にもモデレーターを務めていただくなど、多大な御協力をいただいている。

本稿では、本年に開催された両イベントの概要等について、簡潔に報告する。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て筆者の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。また、本稿中の外国法や外国判例に関する記載は、両イベントにおける各国の登壇者の発表を筆者の責任において要約したものにすぎず、その内容の正確性を保障しない。

第2 日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー

1 開催に至る経緯

法務省は、令和6年から、JSIPで過去に取り扱った知的財産分野のテーマをフォローアップすることを目的として、ASEAN諸国及び東ティモール（令和7年10月22日時点。同月26日、東ティモールがASEANに加盟。）を対象とした、日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催している。

令和6年は、12月初旬に、インドネシアのジャカルタにおいて、同セミナーを開催した（以下「ジャカルタ・セミナー」という。）。ジャカルタ・セミナーでは、令和5年に開催されたJSIP(JSIP2023)の法務省パートにおいて、ECサイトへの模倣品出品に対する商標権のエンフォースメントに関する活発な議論があったことを踏まえ、そのフォローアップとして、引き続き、ECサイトへの模倣品出品に伴う商標権侵害の訴訟や、商標権のエンフォースメントについて、各国